

秋田県警察行政職員被服貸与規程

平成4年1月20日本部訓令第2号
改正 平成6年6月1日本部訓令第13号
改正 平成13年10月1日本部訓令第33号
改正 平成28年3月25日本部訓令第12号

秋田県警察一般職員被服貸与規程を次のように定める。

秋田県警察行政職員被服貸与規程

秋田県警察一般職員被服貸与規程（昭和34年秋田県警察本部訓令第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、秋田県警察の警察官以外の職員（少年補導職員を除く。以下「警察行政職員」という。）に対する被服の貸与について、必要な事項を定めることを目的とする。

（被服の貸与）

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、次に掲げる警察行政職員に対し、職務上必要な被服を貸与するものとする。

- (1) 秋田県警察本部文書事務集中管理運営要綱（昭和40年3月26日付け秋本監第364号）に基づく
 - （1） 浄書印刷業務に従事する者
 - （2） 捜査、鑑識業務に従事する者
 - （3） 危険物及び保安業務に従事する者
 - （4） 交通規制業務に従事する者
 - （5） 運転免許技能試験業務に従事する者
 - （6） ボイラー業務及び庁務に従事する者
 - （7） 調理に従事する者

（被服の品目等）

第3条 貸与する被服の品目、数量、使用期間及び着用期間は、別表第1のとおりとする。ただし、本部長は、その品目及び数量を増減し、又は使用期間及び着用期間を伸縮することができる。

2 使用期間が満了した被服については、その貸与を受けている警察行政職員に対して無償で支給することができる。

（警察行政職員被服貸与品台帳の備付け）

第4条 警察本部警務課長（以下「警務課長」という。）は、警察行政職員被服貸与品台帳（別記様式第1号）を備え付け、整理しておかなければならない。

（警察行政職員被服貸与該当者名簿の作成）

第5条 警務課長は、毎年度初めに当該年度内に使用期間が満了する被服について、警察行政職員被服貸与該当者名簿（別記様式第2号）を作成し、品目ごとに貸与者数を明らかにしておかなければならぬ。

（被服の返納）

第6条 被服を貸与された警察行政職員が配置換、退職又は休職を命ぜられたときは、貸与期間の満了しない被服を警務課長に返納しなければならない。また、死亡したときは、警務課長がその被服を返納するための措置を講ずるものとする。

（被服の弁償）

第7条 警察行政職員が貸与された被服を故意又は重大な過失により忘失し、若しくはき損したときは、これを弁償しなければならない。

（被服の着用）

第8条 被服を貸与された警察行政職員は、所属長が別に指示した場合を除き、職務の遂行に当たっては、当該被服を着用するものとする。

（保存及び手入れ）

第9条 被服を貸与された警察行政職員は常時その手入れに努め、保存に注意しなければならない。

（被服の制式）

第10条 貸与する被服の制式は、別表第2のとおりとする。

(特例)

第11条 航空隊員及び音楽隊員である警察行政職員に対する特殊被服の制式等及び着用については、航空隊員及び音楽隊員である警察官の例による。

附 則

この訓令は、平成4年1月20日から施行する。

附 則（平成6年6月1日本部訓令第13号抄）

1 この訓令は、平成6年6月1日から施行する。

附 則（平成13年10月1日本部訓令第33号）

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日本部訓令第12号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

※ 別表、別記様式第1号及び別記様式第2号 略